

岐阜市福障号外
令和6年4月4日

指定障害福祉サービス事業所等 運営法人代表者 様
指定障害者支援施設 運営法人代表者 様
指定障害児通所支援事業所等 運営法人代表者 様

岐阜市障がい福祉課長

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う体制届の提出について

平素より、本市の障がい福祉の向上にご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

介護給付費及び障害児給付費等算定に係る体制等に関する届出書については、通常、加算の算定を希望する前月の15日以前に提出された場合には、翌月1日から算定することとされています。

ただし、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の影響を踏まえ、今回新設又は変更される加算については、岐阜市が指定する期限までに届出があり、要件等の不備がなく受理可能となれば、4月1日に遡って加算を算定することとしますのでお知らせします。（前年度の実績等に応じて基本報酬の算定区分や加算単位数が決定するものを含む。）

該当がある場合は、遅滞なく届出をご提出くださいますようお願いいたします。期限までにご提出いただいた届出は、令和6年5月10日までに請求される内容に反映しますが、事後の要件審査により、届出内容について不備、算定要件を満たしていない等が判明した場合は過誤調整の対象となりますので、ご承知おきください。

なお、本通知では、全ての変更内容を詳細に掲載できませんので、厚生労働省及びこども家庭庁ホームページ等をご確認いただき、十分にご検討いただいたうえで、届出を行ってください。

記

1 届出期限

令和6年4月19日（金）【必着】

2 届出書類（様式は岐阜市障がい福祉課ホームページに今後掲載します。）

○岐阜市ホームページ「障害福祉サービス事業者等の指定申請等の手続きについて」

(<https://www.city.gifu.lg.jp/kenko/syougaisyafukushi/1004754/1004765/1004767.html>)

ホーム>手続きに関する情報のお手軽検索>障がい福祉課>障害福祉サービス事業者等の指定申請等の手続きについて

○岐阜市ホームページ「指定障害児通所支援事業者の指定申請等の手続きについて」

(<https://www.city.gifu.lg.jp/kenko/syougaisyafukushi/1004754/1004761.html>)

ホーム>手続きに関する情報のお手軽検索>障がい福祉課>指定障害児通所支援事業者の指定申請等の手続きについて

3 届出先

岐阜市 障がい福祉課 指導係

※書類にて郵送もしくは窓口までご提出ください。メール等オンラインでは受け付けておりません。

4 届出が必要なサービスについて

全ての障害福祉サービス事業所等より、指定権者に届出が必要な基本報酬・加算・減算について、算定の有無・区分変更等に関わらず、体制等に関する届出書、総括表等の提出が必要です。

5 福祉・介護職員処遇改善加算等について

令和6年3月29日付で通知いたしました、「令和6年度福祉・介護職員等処遇改善加算等に関する届出等について（通知）」に記載のとおり、計画書はオンライン申請フォームにてご提出をお願いいたします。体制等に関する届出書及び体制等状況総括表につきましては、今回送付いたします様式に必要な事項を入力の上、令和6年4月18日（木）までにご提出ください。

また、令和6年6月以降の体制等状況総括表につきましては、現在作成中ですので、追って通知いたします。こちらに関しましては令和6年5月15日までにご提出をお願いいたします。

6 各サービスの留意点について

1. 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護

(1) 「特定事業所加算」の要件の見直し

サービス別に改正される要件等が異なりますので、令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要（以下、概要という。）P20以降等をご確認ください。

※【居宅介護】・【行動援護】は、令和6年3月31日時点で特定事業所加算を算定している事業所に3年間の経過措置があるため、「特定事業所（経過措置対象）」の選択が必要です。

※【重度訪問介護】・【同行援護】は、「特定事業所加算」の経過措置はありません。

2. 生活介護

(1) 定員区分・多機能型定員区分の改正（概要「別紙1」P113～）

「定員区分」（多機能型事業所でサービス提供している事業所については、各サービスの利用定員の合計数で定員区分を設定）の見直しについて

基本報酬の定員規模の改正に伴い、体制等状況一覧表上における定員区分が見直されました。生活介護事業所は定員区分の変更がありますので、ご注意ください。

また、多機能型定員区分（多機能型定員区分は各サービスごとの利用定員で設定してください。なお、定員区分で設定した区分と各サービスごとで設定した多機能型定員区分が全く同じ区分になる場合は、多機能型定員区分を選択する必要はありません。）の見直しに伴い、多機能型事業所でサービス提供する生活介護事業所は多機能型定員区分の変更がありますので、ご注意ください。

※従来の人員配置区分のタイプが見直されたため、全ての生活介護事業所は人員配置区分について確認、変更が必要です。ご注意ください。

そのほか、重度障害者支援加算の拡充、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の見直し、高次脳機能障害者支援体制加算の新設、常勤看護職員等配置加算の拡充、福祉専門職員配置等加算の併給、食事提供体制加算の見直し、延長支援加算の見直し、リハビリテーション加算の見直し等がありますので、ご注意ください。

3. 短期入所

(1) 「重度障害者支援加算」の拡充があります。加算要件が見直され、新たに区分分けされますが、Ⅰ、Ⅱいずれの区分の場合も、届出では「あり」を選択してください。

(2) そのほか、食事提供加算の見直し、集中的支援加算の新設、地域生活支援拠点等である場合の加算の見直し、緊急時短期入所受入加算の見直し、緊急時対応加算の見直し、集中的支援加算の新設、医療的ケア対応支援加算の新設、重度障害児・障害者対応支援加算の新設等があります。

4. 自立訓練（生活訓練・機能訓練）

(1) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の見直し、高次脳機能障害者支援体制加算の新設、ピアサポート実施加算（宿泊型自立訓練を除く）の新設等があります。

5. 就労移行支援

(1) 基本報酬の就労定着率区分について、取扱いの見直しはありませんので、令和5年度実績を算出し、就労定着率区分を出してください。令和5年度に算定していた区分から変更がある場合は、総括表記載の別紙（添付資料）も合わせてご提出ください。

(2) 就労移行支援事業所は、利用定員規模の見直しがあり、最低定員10名以上から設定可能となります。（報酬単価は引き続き「20人以下」となり、変更はありません。）変更される場合は体制届と合わせて運営規程の変更届をご提出ください。

(3) そのほか、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の見直し、高次脳機能障害者支援体制加算の新設等があります。

6. 就労継続支援A型

(1) スコア方式の評価項目について見直しがあります。詳しくは概要「別紙6」P197～を参照してください。（区分の見直しはありません。）令和5年度に算定していた区分から変更がある場合はスコア表等を合わせてご提出ください。

(2) そのほか、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の見直し、高次脳機能障害者支援体制加算の新設等があります。

7. 就労継続支援B型

(1) 平均工賃月額区分の算定方法について見直しがあります。詳しくは「概要P54」を参照してください。見直し後の算定方法に沿って、平均工賃月額を算出し、令和5年度に算定していた区分から変更がある場合は総括表記載の別紙（添付資料）と合わせてご提出ください。

(2) 人員配置区分について、I型（6：1）が新設され、今までのI型（7.5：1）はII型に、II型（10：1）はIII型に変更になっておりますので、区分が変更になる場合は別紙18と4月の勤務表をご提出ください。

(3) (2)の「人員配置区分」の見直しに伴い、目標工賃達成指導員配置加算取得の要件が見直されます。令和5年度に加算取得していた事業所は、見直し後の要件を満たしているか必ず確認してください。

(4) そのほか、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の見直し、目標工賃達成加算の新設、高次脳機能障害者支援体制加算の新設等があります。

8. 就労定着支援

(1) 基本報酬について、利用者数ごとではなく、就労定着率のみに応じた報酬体系へ見直されます。詳しくは「概要P157・158」を参照し、令和5年度実績を算出の上、令和5年度に算定していた区分から変更する場合は、総括表記載の別紙（添付資料）と合わせてご提出ください。

(2) そのほか、支援体制構築未実施減算が新設されます。

9. 共同生活援助（グループホーム）

- (1) 基本報酬の人員配置区分は4：1と5：1が廃止となりましたので、届出では6：1を選択してください。
- (2) 手厚い人員配置体制をとる事業所は新設された人員配置体制加算により評価されます。概要「別紙5」P193～を参照してください。
※日中サービス支援型・外部サービス利用型についても基本報酬の類型に変更がありますのでご注意ください。
- (3) そのほか、重度障害者支援加算の拡充、高次脳機能障害者支援体制加算の新設、障害者支援施設等感染対策向上加算の新設、自立生活支援加算の拡充、居住支援連携体制の新設、ピアサポート実施加算の新設等があります。

10. 施設入所支援

- (1) 定員区分・多機能型定員区分の改正があります。(生活介護と異なり、定員区分・多機能型定員区分の区分に差はありません。詳細は体制等状況一覧表をご確認ください。)
- (2) そのほか、重度障害者支援加算の拡充、視覚・聴覚言語障害者支援体制加算の見直し、高次脳機能障害者支援体制加算の新設、障害者支援施設等感染対策向上加算の新設等があります。

11. 一般相談支援（地域移行・地域定着）

- (1) 地域生活支援拠点等において、情報連携等を担うコーディネーターの配置を評価する地域生活支援拠点等機能強化加算が創設されます。

12. 児童発達支援・放課後等デイサービス

- (1) 児童指導員等加配加算について、その他の従業者以外で加配される児童指導員等に児童福祉事業等の経験年数が5年以上か5年未満かでの見直しがあります。
- (2) 専門的支援体制加算に加え、専門的支援実施加算が新設されました。

- (3) そのほか、延長支援加算の見直し、食事提供加算の見直し（児童発達支援センターのみ）、医療的ケア児の送迎加算の新設、中核機能強化加算の新設（児童発達支援センターのみ）、強度行動障害児支援加算の見直し（保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援では新設）、個別サポート加算の見直し（Ⅲの新設）、視覚・聴覚・言語機能障害児支援加算の新設、人工内耳装用児支援加算の見直し、入浴支援加算の新設、共生型サービス体制強化加算（医療的ケア児）の新設等があります。

※新設の中核機能強化事業所加算については児童発達支援センターが未設置の地域が対象となりますので、岐阜市は非該当です。

※センターの一元化について、令和9年3月31日までの経過措置があります。それに伴い、児童発達支援センターは体制等状況一覧表のうち「経過措置対象区分」への「なし」「あり」いずれかの選択が必要です。（児童発達支援センター以外の児童発達支援事業所は「なし」を選択してください。）

13. 保育所等訪問支援・居宅訪問型児童発達支援

- (1) 訪問支援員特別加算の見直し、多職種連携支援加算の新設、自己評価結果等未公表減算の新設（保育所等訪問支援）があります。

7 その他留意事項

- (1) 「利用日数に係る特例の適用を受ける日中活動サービス等に係る届出書」は、毎年度、届出が必要となりますので、該当事業所は令和6年4月19日（金）までに提出してください。
- (2) 職員配置の変更等により、加算等が算定されなくなる又は算定する単位数が減少する場合、必ず事前に届出を行ってください。届出することなく、そのまま給付費の請求を行った場合、不正請求となり、不当利得の返還措置のみならず、行政処分を行う可能性があります。加算の算定要件や人員配置区分を十分にご確認ください。
- (3) 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の詳細については、厚生労働省及び子ども家庭庁ホームページにてご確認ください。

○厚生労働省ホームページ「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について」
厚生労働省ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 障害者福祉 > 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000202214_00009.html

○子ども家庭庁ホームページ 「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定について」
<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/shisaku/hoshukaitei>

<担当>岐阜市障がい福祉課 指導係
TEL：058-214-2136（直通）